

あさひかわ市民の日フェス2026

出演団体等募集要項

1 概要

令和4年2月に旭川市市制施行100年を機に制定した「旭川市民の日」(8月1日)を記念して、あさひかわ市民の日アワード2026を開催します。

イオンモール旭川西のセンターコートで、旭川市民の日を盛り上げてくれる、ダンス等の様々なパフォーマンスを披露していただける出演者(個人・団体)を募集します。

2 開催日時・場所

開催日時：令和8年8月1日(土) 午前10時から午後4時まで

場所：イオンモール旭川西(緑町23丁目) センターコート

ステージの広さ：概ね幅4.8m×奥行き3.6m

3 応募要件

- (1) 主に旭川市内に在住、通学、通勤のメンバーで構成されるか、市内で活動する個人・団体であること。
- (2) 未成年者については、出演にあたり保護者の同意があること。
- (3) ステージ上で安全にパフォーマンスできる人数であること。
- (4) 出演時間(1団体準備・入替含め30分以内)を遵守すること。
- (5) 出演内容は以下の内容とすること。
 - ・公序良俗に反する要素(暴力、わいせつ、差別など)が含まれていないこと(楽曲を使用する場合、その楽曲の歌詞についても、公序良俗に反する要素が含まれていないこと)。
 - ・政治的、宗教的な意図がないこと。
 - ・営利目的ではないこと。
 - ・来場者に危険が及ぶおそれがないこと。
 - ・会場の設備や備品を破損するおそれがないこと。
- (6) 機材(楽器演奏用の楽器などの機材)の持ち込みを行う場合は、出演者自身にて機材の管理・運搬が可能なものであること。
- (7) 団体代表者を含むすべての出演者が、反社会的勢力に所属していないこと。
- (8) その他、注意事項を遵守すること。

4 応募方法

応募フォームにて必要事項を記載して応募ください。

右の二次元コードを読み取ってアクセスいただくか、下記URLにアクセスいただき必要事項を入力してください。

<https://logoform.jp/form/iLZf/1600601>



【担当：お問い合わせ先】

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階

旭川市市民生活部まちづくり協働課

電話：0166-25-6012

Eメール：machizukuri@city.asahikawa.lg.jp

5 応募期限

令和8年6月26日（金）まで

6 選考結果

選考結果は、令和8年7月上旬に通知予定です。

※応募多数の場合、ジャンル、企画・演出内容などをもとに、旭川市で選考を行います。

7 出演団体等への事前説明

出演団体には、令和8年7月中旬頃までに、出演スケジュールや、その他注意事項等を記載した説明書類を送付いたします。

8 団体情報等の利用

イベント当日の運営は、旭川市が委託するイベント会社により行う予定です。このため、出演団体の情報を委託先に提供させていただきますので、出演に当たっての連絡はイベント会社を通じて行う場合があります。

9 注意事項

- (1) 出演応募の際に記載いただいた内容と異なる内容のパフォーマンスを行った場合は、出演時間中であってもパフォーマンスを中止させていただく場合があります。
- (2) ステージでの音響設備（PA セット、スピーカー）、マイク、パイプ椅子については、旭川市で用意します。ワイヤレスマイクは2本使用可能です。
- (3) 演奏や歌唱のパフォーマンスを行う場合、楽器等の機材については各団体でご用意ください。
また、出演者待機場所からステージまでの移動の際に、各団体で持ち運びできる機材としてください。
- (4) 電子楽器については、旭川市にて用意する PA セットに接続することが可能です。
- (5) リハーサルの時間はありません。
- (6) 控室、更衣室の用意はございません。出演者待機場所は、後日お知らせします。
- (7) 選考過程及び採否の理由についてはお答えいたしかねます。応募書類はお返ししませんので予めご了承ください。
- (8) 応募者がパフォーマンスにて使用する楽曲・映像・写真等は、第三者の著作権、肖像権、プライバシー権を侵害していないことを保証するものとします。万が一、権利侵害に伴う請求等が発生した場合には、応募者がそのすべての責任を負うこととし、旭川市は一切の責任を負いません。
- (9) 応募者は、応募した時点で本募集要項を理解し、承諾したものとみなします。
- (10) 旭川市が撮影した映像・写真等の使用权及び著作権（著作権法第21条から第28条の権利を含む）は、旭川市に帰属します。
- (11) 旭川市が撮影した映像・写真等は、旭川市ホームページや SNS、広報誌、宣伝等で使用することがあります。（加工・編集して使用する場合があります。）
- (12) 出演者の出演にかかり、負傷などの事故が発生した場合、旭川市に帰責性がある場合を除き、旭川市は責任を負いません。
- (13) 出演者が、本要項の違反により会場、備品、来場者に対して損害を与えた場合、出演者はその損害を賠償するものとします。また、出演者と来場者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、出演者は自己の費用と責任において当該紛争を解決するものとします。
- (14) その他、当日の詳細については、後日送付する説明書類にてご案内いたします。